

宣言

「普選」による最初の總選挙に際し、わが労働大衆の猛烈たる進出の前に戦慄せる支配階級は、周章して升粟なる彈壓政策に走り、舊労働農民黨外二團體の解散を強行し、一舉にして労働大衆の全組織を粉砕せんと企てた。日本無産階級は、今や帝國主義ブルジョアに率ひられた資本家地主の反動政府の彈壓主義と抗争しつゝ、労働大衆の戦線を積極的に建設すべき苦闘の任務を課せられてゐる。茲に結核式を舉げんとする無産大衆黨は、何よりも先づこの任務に忠實であらねばならぬ。我が無産大衆黨は、單に舊労働農民黨の再現を企圖する者に非ず、より廣汎な範圍に互る大衆の支持の下に闘争を推進せしめ、全戦線の建設と擴大と統一とに向つて前進するものである。再々は一方においては断乎として謂ゆる極左翼的分裂主義の傾向と戦ひ、他方においては、今や高まらんとする右翼的分裂主義と闘争し、我國労働大衆の強烈なる階級的な要求たる、單一無産政黨の結成實現のために努力するものである。更にこれらの任務の遂行は、日本無産者運動の現在の發展段階の具體的狀態を的確に把握し、合法的な大衆政黨の特殊の役割を認識し、大衆黨としての合法的な可能性を極度にまで發揮して闘争することによつてのみ可能である。他方において我々は、労働大衆の要求が膨脹して戦線統一に向ふのを見る。階級の闘争力を協同一致によつて集中し強化せんとする大衆の要求と努力とは、資本家地主の政府及び反階級的な極左主義者並びに右翼主義者等の必死の妨害にも拘らず、早くも労働組合産業別總聯合及び全國労働組合會議への強力な運動を展開せしめ、大農民組合の合同による全國農民組合の成立並びに之を模範とする四大農民組合の立憲反對の全國的戦線を結成せしめ、更に各地に戦線の統一を目ざせる組合及び政黨の地方的な建設協力、及び合同への鬱勃たる運動を捲きおこしてゐる。さらに労働總同盟乃至は社會民衆黨内部における、及び過般の海員總罷業における闘争の青年分子の活躍と擡頭、並びにその全國的青年運動への進出の傾向は、組合及び政黨の一大結成の爲めに特に注目しに値ひしめる。かくの如き階級的な諸傾向、諸運動は、その進展と共に、無産政黨問題の階級的解決を緊切ならしめる。我が無産大衆黨は、かかる形勢に即して茲に一應、地方的に労働者農民及び小市民大衆の現實緊急の必要を充たすべき合法的な大衆政黨として結成されつゝも、自己の使命と目標とを日本無産階級全體の當面任務の遂行に見出し、すべての無産階級大衆の、階級的な支持を期待する。自からは他くまでも階級的立場を把持し、既存の全國的地方的無産政黨の能力、意識水準及び指導精神を顧慮しつゝ、發掘たる闘争と弾力ある戦術とにより、労働戦線統一の全國的の最前線に立たんとする我が無産大衆黨こそは、大衆の壓倒的支持によつて眞に全運動の桿杆たるであらう。

一九二八、七、三二、

無産大衆黨創立大會

政策

- 一、普通選挙の徹底(二十歳以上の男女の選挙権、被選挙権の獲得、保証金居住期間其他の無産階級の選挙権行使に對する一切の制限の撤廃、大選区區比例代表制の制定)
 - 二、無産階級運動抑壓諸法令の改廢
 - 三、官論、集會、結社の自由確立
 - 四、税制の根本的改革、無産階級の負担輕減、財産税、所得税の高率異進賦課
 - 五、生活必需品の消費税及び關稅の撤廢
 - 六、軍備の縮少と兵役年限の短縮
 - 七、殖民地の政治的差別撤廢
 - 八、秘密外交の打破
 - 九、冤罪不當拘束に對する國家の賠償、裁判制度の改革
 - 十、地方自治制の民主化
- 産業
- 一、八時間労働制(鑛山労働六時間)の確立
 - 二、最低賃銀法の制定
 - 三、少年及婦人の夜間労働、坑内労働船内労働及び危険作業の禁止
 - 四、工場法、鑛業法、海員法の改正及び自由労働者保護法の制定
 - 五、俸給生活者保護法の制定
-
- 六、失業防止及び失業保險制度の確立
 - 七、健康保險法の改正
 - 八、立入禁止假處分及び立宅差押の禁止、耕作權の確立を基調とする小作法の制定
 - 九、最高小作料の制定
 - 十、小農の養蠶事業に對する保護法の制定
 - 十一、團結權、罷業權、團體契約權の確立を含む組合法の制定
 - 十二、預金部資金運用の民衆化、信用組合の民衆化等無産階級的金融制度の確立
 - 十三、主要食料品の價格公定制度の確立
- 社會
- 一、男女の法律上、社會上の權利及び機會の平等
 - 二、公娼制度の撤廢
 - 三、封建的賤視觀念の打破
 - 四、疾病、老廢、災害保險制度の確立
 - 五、義務教育及び職業教育の一切の費用の國庫負擔
 - 六、借地借家法の徹底的改正と公營住宅の建設
 - 七、醫療機關の公有化